

申立書(求職活動)

※申込時用

日立市長 殿

保育園等の入園申請をするに当たり、以下の通り申し立てます。
入園後に就労し、就労証明書を提出いたしますので、入園を希望しますが、下記【注意事項】に記載されている期限内に就労できない場合には、保育の実施を解除(退園)されても異議を申し立てることはありません。

	申立日	令和	年	月	日
申立人	住所				
	氏名				

求職活動の状況については、次のとおりです。(A又はBのどちらかに○を付けてください。)
※ A と B のどちらの状況でも、優先順位がかわるものではありません。

A	児童が保育園入園後、求職活動を開始します(就労内定済みの方も含む)
---	-----------------------------------

B	児童が保育園入園前に就労が開始できます(該当する活動内容をチェックしてください。) ※活動報告書の提出が必要です。活動状況の確認に添付書類の提出が必要な場合があります。
---	---

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に通い、面接や採用試験を受けている					
	<input type="checkbox"/> 新聞・インターネット等で求人情報を検索し、面接や採用試験を受けている					
	<input type="checkbox"/> 就職斡旋機関に登録し、面接や採用試験を受けている ※登録機関の名称()					
	最近3か月の活動状況	()月	採用試験	回	面接	回
		()月	採用試験	回	面接	回
		()月	採用試験	回	面接	回

【注意事項】の記載内容を確認しました。	
署名	

【 注 意 事 項 】

● 求職活動を事由に「保育認定(2号認定・3号認定)」を受けるには、公共職業安定所(ハローワーク)での活動、面接のための企業訪問など、継続的(定期的)に外出し、活動している(活動予定である)ことが条件となります。よって、毎月の求職活動状況報告書を提出していただき、活動状況の確認を行います。継続的(定期的)な活動状況が確認できない場合には、認定を取り消すことがあります。

< 求職活動状況報告書の提出 >

求職活動状況で B に○をつけた方は、毎月、求職活動をした月の翌月10日(土・日曜、祝日、休日の場合はその前日)までに求職活動報告書を提出してください。

※提出がない場合は、求職活動を中止したものとみなします。

● 保育園等に入園する場合は、次の期間内に就労証明書を提出してください。また、認定終了日の翌日までに就労開始することが必要です。期限内に提出又は就労開始できない場合は、認定証の有効期間(入園から起算して2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで)をもって退園となりますので、あらかじめご了承ください。

< 就労証明書の提出期限 >

入園日の翌々月15日まで (例:4月1日入園の場合は、翌々月の6月15日まで)

※土・日曜、祝日、休日の場合はその前日まで

● 認定が期間満了(退園)となる場合で、再度、保育を希望される場合は、新規申請が必要となります。
※新規申請受付後は、利用調整によって入園の可否を決定するため、必ず入園のご案内が出来るものではありません。
申込期限については、「日立市ホームページ」又は「保育サービスのご案内(冊子)」をご参照ください。

児童氏名	施設名 ※第1希望の園名	申込・入園の状況
		<input checked="" type="checkbox"/> 申込中
		<input type="checkbox"/> 入園中